

保育所等における看護師等 配置基準の緩和について

2021.12月 千葉市

**「『看護師等が1人で保育しないこと』等を要件（※）に
0歳児の在籍人数に関わらず、1人に限って看護師
等を保育士とみなすこと」を認めていただきたい。**

<要件>

- 保育士が担任するクラスとの合同保育の実施
- 保育士と看護師が常に協力し合える環境での保育の実施
- 保育業務の質を担保するための研修の受講を促す**

<確認方法>

- 1年に1回、指導監査又は巡回指導を実施

前回特区WG 厚生労働省資料より抜粋

千葉市の提案に対する考え方について

千葉市の提案

- 看護師等が1人で保育しないことを要件に、0歳児の在籍人数にかかわらず、1人に限って看護師等を保育士とみなすこと（適切な保育の実施体制がなされているかについては、指導監査や巡回指導の際に確認する）

（※）過去に乳児を一定以上入所させる保育所に看護師等の配置を求めていたことから、当分の間の経過措置として、0歳児が4人以上在籍する保育所について、1人に限り看護師等を保育士とみなすことを認めている。

（※）保育所における保育士配置基準は右のとおり。

0歳児	1:3	1・2歳児	1:6	3歳児	1:20	4・5歳児	1:30
-----	-----	-------	-----	-----	------	-------	------

厚生労働省の見解

＜規定の趣旨＞

- 保育は、教育と養護を一体的に行うものであり、これに対応する専門性を備えた保育士により実施されることが適当である。現行の設備運営基準における看護師等のみなし規定についても、0歳児の保育が保育士不在の状況で行われることを防止するために、0歳児の利用が4人以上である場合に限定している。

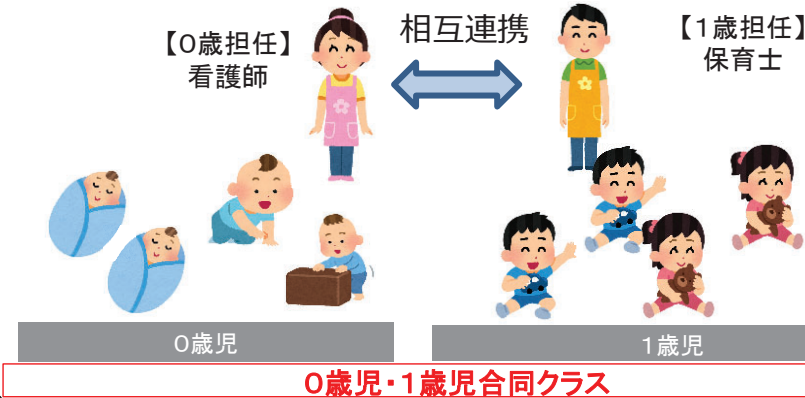
厚生労働省の見解

前回特区WG 厚生労働省資料より抜粋

- 千葉市の提案については、以下のような課題があるものとする。
- ① 平成21年度の構造改革特区提案において今回と同様の提案を受けた際、「乳児6人以上を入所させる保育所」から「乳児4人以上を入所させる保育所」に見直したところであり、既に保育の専門性を損なわない範囲で最大限の対応を実施しているところ。
「当分の間」とされている例外的な取扱いについて、度重なる緩和を行うことには、乳児の健全育成の観点から、とりわけ慎重な対応が必要であること。
- ② 仮に0歳児と1歳児を合同のクラスとして保育を行うこととしたとしても、空間的に同じ場所にいる状態が作られるにすぎず、実質的に体制が手厚くなるものではないこと。
- ③ 本年3月に行われた千葉市の調査において、看護師と組んで保育を行う場合の業務負担について、約6割の保育所が何らかの負担を感じると回答していること。
- ④ 令和3年1月のWGにおいて、千葉市より「待機児童の解消にも役立つ」との趣旨で提案があったが、令和2年4月1日時点及び令和3年4月1日時点のいずれにおいても、千葉市における待機児童数は0人であること。
- ⑤ 令和3年3月において、千葉市内にみなし配置含め基準ぎりぎりの配置で対応をいただいている保育所が2園あると承知しているが、配慮が必要なこども等に係る加配を除いて、千葉市の公立保育所全体で計46名の加配がなされており、これらの人員をやりくりすることで、保育の質を確保できる余地があるのではないかと考えられること。

【現行制度下での合同保育における課題】

イメージ(0歳児4名・1歳児4名の場合)



【仮定】
年度途中で
0歳児1人
退所



＜課題＞ 保育する児童の数が減っているにもかかわらず、
看護師を保育士とみなすことが認められず、
安定的な保育体制の維持ができない!!

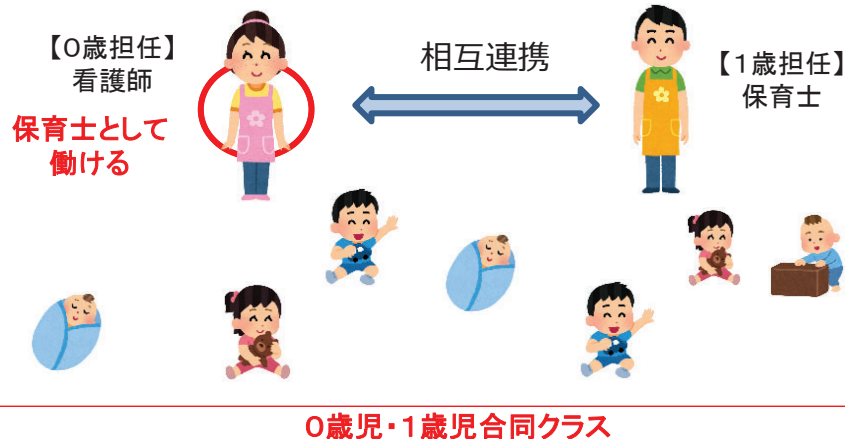


【千葉市の提案】

上記事態においても適切な保育を維持できるよう、
一定の条件のもと、看護師の保育士みなし要件を緩和

【提案実現後の合同保育】

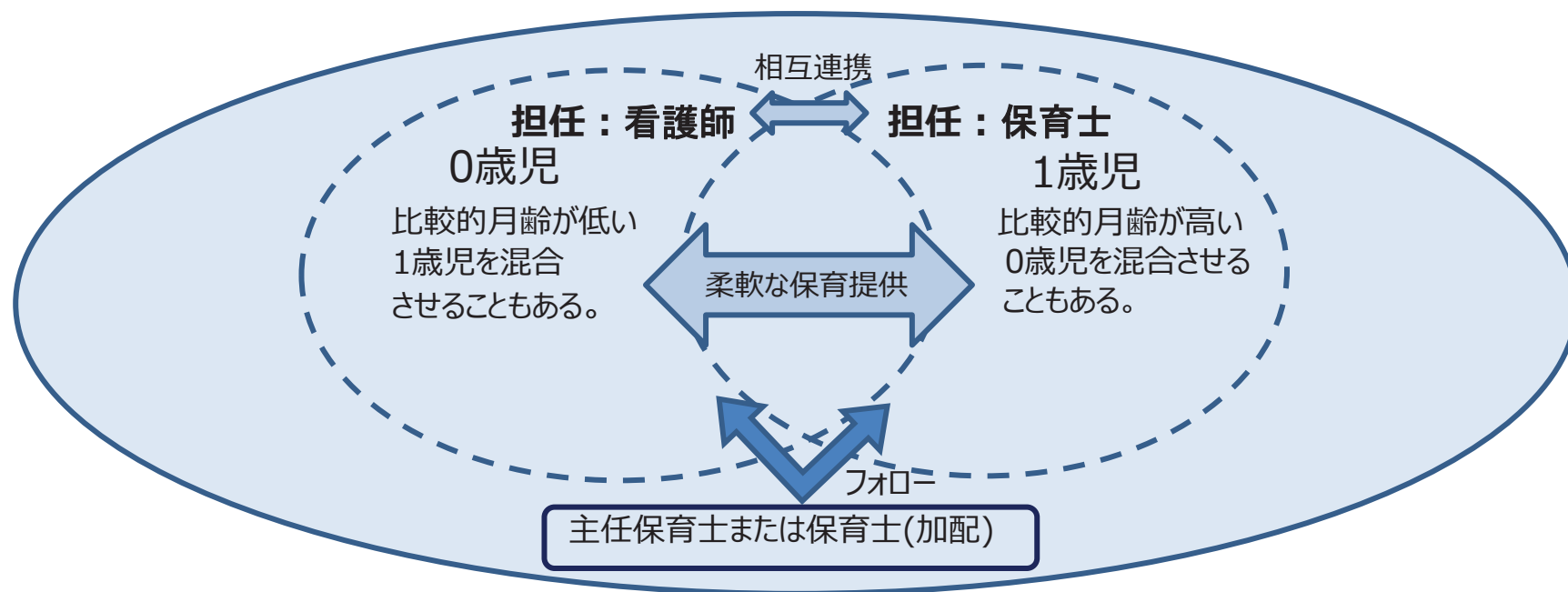
安定的かつ質の高い保育提供体制の構築



- ◆異年齢の合同保育を条件とすることにより、柔軟な保育提供体制が構築でき、看護師単独で保育する環境を回避
- ◆看護師へ研修の受講を推奨することにより、保育の質を担保
- ◆児童の入退所の状況にかかわらず、安定的な保育体制が確保できる
- ◆園全体の効率的な職員配備体制の構築にも寄与

千葉市における「合同保育」とは、ひとつの保育室等で複数の担任体制により、0・1歳児に対して柔軟な保育提供を行うことであり、それぞれの特性を活かした**保育の質向上**が図られている。

1 千葉市で行う現状の合同保育のイメージ



0歳児・1歳児については、短期間に著しい発育・発達が見られることから、**保育提供の上では、月齢に着目する必要がある。**また、月齢別の標準的な発達状況はあるものの、**児童一人一人の発達や状況に応じた保育を提供する必要がある。**

したがって、**0・1歳児への保育は必ずしもクラス年齢で分断できるものではない。**

そのため、0歳児・1歳児を合同の保育室等で保育することにより、必要に応じ、クラス年齢の垣根を超え、月齢や個別の状況を踏まえた柔軟な保育提供を行う。

【参考】実際の0・1歳児合同保育の様子



遊びの様子



食事の様子

0・1歳児合同クラス編成

児童6名に対し、保育士1名（A）・看護師1名（B）で合同保育を実施。

■ 聞き取り等による保育体制の実態

- 編成としては、主にAが1歳担任・Bが0歳担任となっているものの、**実情としては2人で6人の児童を合同に保育しており、場所も区切っていない。**個々の児童の月齢や生活リズム、体調等に応じてフレキシブルな保育体制をとっている。
- AまたはBが一時的に不在となる場合や、休暇を取得する場合などは、主任保育士等のサポート要員の保育士が入るため、**1人で保育する状況にはならない。**（児童ごとの状況についても日頃から情報共有しており、スムーズに引継ぎができる）
※AB両者が不在の場合も同様
- **保育計画の作成にあたっては、**現在はAが作成（記録）を担当しているが、**内容についてはミーティングなどを通じてAB両者で連携を取り計画している。**

2 保育士、看護師（みなし保育士）が合同保育を行うメリット

保育士	看護師（みなし保育士）
指導計画の作成、計画に合わせた保育の提供、健康観察・発達の保育記録、給食提供、保護者対応など	
★保育士としての特性を発揮 日々の保育提供において、声掛けにより児に気づきを与えるなど、月齢等の状況に応じた発達を促す。 看護師（みなし保育士）が行う保育業務に対する指導及び助言（指導計画の作成、健康観察・発達の保育記録等）	☆看護師としての特性を発揮 体調不良、怪我をした児の対応 健康管理、衛生管理、保健計画の作成、保健だよりの作成 園内研修（アレルギー、救命） など

3 アンケート実施結果抜粋（前回WG資料から）

■ Q3 看護師と組んで保育を行う場合、どのようなメリットがありますか

選択肢（複数回答）	回答数	割合
① 園児の体調管理など、専門的な知識を生かし保育の質向上につながっている。	29	100.0%
② 保護者対応に対して安心感がある。	27	93.1%
③ 医療的ケア児への対応ができています。	5	17.2%
④ 園内研修講師など、学びが多い。	19	65.5%
⑤ 保育業務を担う事で保育士不足に対応できている。	17	58.6%
⑥ 特にメリットは無い。	0	0.0%

看護師の配置に対して感じる事（前回WG資料から）

・看護師を保育従事者として配置することに対して、業務上負担を感じる側面も一部あるものの、**全ての園において、お互いの専門性を活かしより良い保育ができていると感じている。**

■ Q2 看護師と組んで保育を行うことをどのように感じますか。

選択肢（単一回答）	回答数	割合
① お互いの専門性を活かし、より良い保育ができていると感じる。	29	100.0%
② 保育士と組んで保育することと変わらないと感じる。	0	0.0%
③ 保育士のサポートを必要とする業務が多く、看護師と組む保育士への負担が大きいと感じる。	0	0.0%

■ Q4 看護師と組んで保育を行う場合、どのような業務に負担を感じますか。

選択肢（複数回答）	回答数	割合
① 保育計画の作成等の事務作業	11	37.9%
② 保護者からの保育に関する相談	2	6.9%
③ 看護業務や突発的な怪我対応等で保育に欠員が生じる	10	34.5%
④ 保育技術や発達に伴う接し方など専門性に関するフォロー	4	13.8%
⑤ 特に負担は感じない	12	41.4%
⑥ その他 ・ 保育士とのコミュニケーションが取ればフォローできるので、負担は感じないと思う。 ・ ケガの対応時など欠員にならないようにフォローしているが、保育計画は主に保育士が行っている。 ・ 保育士の視点と看護師の視点は異なるため、十分なコミュニケーションをとっても保護者支援や保育についての温度差はあるように思う。		

- ・**特に負担は感じない（41.4%）**

看護師と組んで負担に感じること（抜粋）

- ・**保育計画の作成等の事務作業（37.9%）**

→看護師と組んだ保育士に負担が生じたとしても、主任保育士等によって、過度な負担が生じないようなサポートが行われる。

- ・**看護業務等で保育に欠員が生じる（34.5%）**

→一時的に欠員が生じる場合も、主任保育士等のサポート要員の保育士が入るため、恒常的に1人で保育する状況にはならない。

- ・**保育技術等の専門性に関するフォロー（13.8%）**

→現状のフォロー（研修）体制としては以下による。

看護師研修（年6～7回）

保育所内会議（月1回）

保育士とのミーティング（毎日）

※日々の業務については現場で学ぶことも多い



**上記対応に加え、子育て支援員研修の該当科目の
受講を促し、更なる保育の質向上を担保**

※受講が勧奨される科目としては、基本研修および専門研修のうち「地域保育コース」の科目等が挙げられる。

千葉市における「合同保育」とは、ひとつの保育室等で複数の担任体制により、0・1歳児に対して柔軟な保育提供を行うことであり、それぞれの特性を活かした**保育の質向上**が図られている。

保育業務へのフォローアップについては、

- ・看護師研修（年6～7回）・保育所内会議（月1回）
- ・保育士とのミーティング（毎日）

に加え、子育て支援員研修の該当科目を受講勧奨

前回主張（アンケート実施結果から）

29園のうち「看護師の専門性を活かせる」割合は100%、「看護師と組んでデメリットを感じる」割合は0%と、0・1歳児の合同保育かつ、看護師等を保育士とみなしても特段の支障は生じておらず、メリットも高い。



これまで提案していた要件（合同保育・保育士との連携）に加え、「保育業務の質を担保するための研修の受講を促す」ことを追加要件として、本市提案を認めていただきたい。